

報 告 第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年2月23日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

訴えの変更について

写

処 分 書

専 決 第 1 号

訴えの変更について

市営住宅明渡等請求事件について、次のとおり訴えの変更の申立てをする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成27年1月9日

新居浜市長 石川 勝 行

1 事 件 名 市営住宅明渡等請求事件（松山地方裁判所西条支部平成26年
（ワ）第122号）

2 当 事 者

（1）原 告 新居浜市（代表者 新居浜市長 石川 勝 行）

（2）被 告 （省 略）

3 申 立 て の 内 容

本件につき、市営住宅入居の連帯保証人である（省 略）から滞納家賃等の一部として金87万8,400円の返済があったため、被告に対する請求の趣旨を次のとおり変更する。

（1）被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の建物を明け渡せ。

（2）被告は、原告に対し、金35万6,100円及び平成27年1月1日から第1号の明渡し済みまで、1か月金7万9,200円の割合による金員を支払え。

（3）訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに第1号及び第2号につき仮執行宣言を求める。

別紙

物 件 目 録

(省 略)